

神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 平成30年度 要望・回答

東京急行電鉄

I 輸送力増強

1 新線・線増計画

番号	要望事項	要望内容	回答
(1)	田園都市線の複々線化	田園都市線の複々線化については、貴社のご尽力により、大井町線が溝の口駅まで延伸されたところですが、引き続き同線の混雑緩和のため、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に位置付けられている鷺沼駅までの複々線化について、早期完成を要望いたします。	平成28年4月の交通政策審議会において本事業の整備意義が認識されたものと理解しております。田園都市線の混雑緩和に有効な、大井町線の活用方策の一つとして検討を進めてまいります。

2 輸送計画の改善

番号	要望事項	要望内容	回答
(1)	神奈川東部方面線の事業推進	神奈川東部方面線(相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線)については、速達性向上計画の認定を受け、事業化しておりますが、本路線は東京都心方面や新幹線駅である新横浜駅へのアクセス向上や、沿線のさらなる発展などに資することから、整備主体とともに確実に事業を推進されるとともに、既存の鉄道ネットワークを活用した多方面へのアクセス向上の検討にあたっては、一層利便性の高い路線となるよう、関係鉄道事業者との調整を積極的に行うよう要望いたします。	現在、整備主体である鉄道・運輸機構が新横浜駅、新綱島駅及び日吉駅付近等(一部当社が受託)において工事を進めております。 横浜市西部地区及び神奈川県中部と東京都心部との速達性の向上や、広域鉄道ネットワークを形成するため、引き続き関係者と連携し、事業を推進してまいります。

II 利便性向上

1 駅施設等の整備

番号	要望事項	要望内容	回答
(1)	高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の改善等	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、バリアフリー化について、整備を進めていただいているところですが、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」も踏まえ、誰もがより安全かつ自由に駅を利用できるよう、引き続き、次の事項について、特段に配慮されるよう要望いたします。</p> <p>また、県内市町村において、バリアフリー法に基づく基本構想が作成されている場合、当該基本構想に基づく公共交通特定事業計画の作成及び移動等円滑化にかかる事業を推進し、整備にあたっては、高齢者・障害者など駅利用者の意見を聞きながら進めるよう要望いたします。</p> <p>①転落防止 ホームからの転落や列車との接触防止対策として有効なホームドアもしくは可動式ホーム柵について、平成27年1月、東横線、田園都市線全駅への設置を平成32年度までに行う旨の公表後、平成29年5月には計画の前倒しが公表され、これまで県内14駅(新丸子、武蔵小杉、元住吉、日吉、綱島、大倉山、菊名、妙蓮寺、反町、横浜、溝の口、宮前平、江田、市が尾)に可動式ホーム柵が整備され、安全性が確保されたこと及び貴社の積極的な設備投資に感謝しております。今後においても、横浜市内の未整備5駅及び大和市内の未整備2駅(つきみ野駅、中央林間駅)について平成31年度までの確実な設置など、公表されている貴社の計画の確実な推進を要望いたします。</p> <p>ホームドア・可動式ホーム柵が整備されるまでの間は、当面の策として、人的な対応や転落検知装置等の設置等により安全対策を図っていただくよう要望いたします。</p>	<p>①ホームドアは平成31年度を目標に東横線・田園都市線・大井町線の全64駅に設置する計画を確実に推進いたします。平成30年12月末現在、県内17駅(新丸子、武蔵小杉、元住吉、日吉、綱島、大倉山、菊名、妙蓮寺、反町、横浜、高津、溝の口、宮前平、たまプラーザ、あざみ野、江田、市が尾)にホームドアを整備しており、平成31年度中にはすべての駅で運用を開始予定でございます。</p> <p>ホームドア未整備駅には、転落発生件数の多い駅を中心として警備員の配置を進めております。また、駅係員や警備員が視覚障がい者の方をお見掛けしたら、積極的にお声掛けをまいります。</p> <p>ホームと列車との間隔が広い箇所には転落防止ゴムや転落報知器を設置しており、設置箇所の拡大も検討しております。転落報知器は、平成31年1月現在、県内7駅(菊名、妙蓮寺、白楽、反町、梶が谷、江田、長津田)に設置済みでございます。</p>

②多機能トイレ等

多機能トイレや、乳幼児連れの利用者が使用できる授乳スペース・オムツ替えベッド・ベビーキープ付きトイレ・親子トイレ、大人や体の大きな子どもも使用可能な大きめのシートの整備を要望いたします。

③移動経路等

誘導路と出入口の段差の解消及び視覚障害者誘導用ブロックの整備を要望いたします。

④エレベーター、エスカレーター、AED等

各駅における車いすやストレッチャー(救急担架が容易に収容できるサイズ奥行き2.0m、幅0.6m程度)に対応したエレベーター・エスカレーター及びスロープの設置。

また、困難な場合には、代替案として、足部等が折りたためる等のコンパクトにエレベーターを収納することが可能なサブストレッチャー(搬送補助器具)の装備、及び駅構内の階段を利用した搬出時の、各駅職員の協力体制の確保をしていただきたく要望いたします。

AEDにつきましては、全駅に設置いただいているところですが、AEDを的確に使用するため、駅員等への救命講習受講の促進及び正確な知識・技術の維持のため3年ごとの講習の再受講の促進を要望いたします。

⑤構内床仕上げ

駅構内については、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準でも滑りにくい仕上げにすることとされており、貴社におかれましてもご尽力いただいているところですが、引き続き、雨天時においても滑りにくい仕上げにされるよう要望いたします。

②多機能トイレおよび小さなお子さま向けのオムツ替えベッドは、県内31駅中28駅に設置済みです。

③ 1ルート目の整備はすべて完了しておりますが、2ルート目以降の出入口の段差解消及び視覚障がい者誘導ブロック(JIS規格に統一)の整備については、現状のバリアフリー整備ガイドラインを基に大規模改良工事等に併せて整備してまいります。

④ストレッチャーに対応したエレベーターは、平成15年より導入し県内8駅(元住吉、日吉、菊名、反町、横浜、二子新地、高津、たまプラーザ)に設置しております。

駅構内の階段を利用した搬出時には、可能な限り各駅係員が協力してまいります。

また、AEDについては全駅に設置済みであり、応急手当普及員を養成し、年間教育計画に基づき全係員に対して年1回以上の教習を実施し、知識と技能の維持・向上に努めております。

⑤床仕上げについては、滑り係数によるタイルの選定やタイル見本を取り寄せて現地で滑り度合を確認し決定しております。また、経年劣化等で滑りやすくなった個所は、お客さまからご意見をいただいた場所を中心に、現地にすべり具合を確認し、その場所に合わせた防滑処理を実施し対応を行っております。

⑥車両等

高齢者、障害者等がさらに利用しやすい新車両の開発。

全車両内において、車いすやベビーカーなどの利用者が利用できるスペースを配置するとともに、周囲からも容易に認識できるように、床面等の着色を行うよう要望いたします。また、駅構内において、車いすやベビーカーなどの利用者に対する相互理解を深めるためのポスター等の掲出についても併せて要望いたします。

⑥新造車両の計画、設計に際し、交通バリアフリー法やモニタ調査など踏まえ検討しております。平成14年度以降に導入した車両は床面を下げ、ホームと車両乗降口との段差を縮小し、平成19年度以降の車両にはユニバーサルデザインを取入れ、手すりをつかまりやすい形状に変更する等さらなる利便性の向上を図っております。

車いすやベビーカーなどを利用されるお客さまが利用できる車両内のスペースについては、交通バリアフリー法を基に、1編成あたり1か所以上に設けており、平成27年度から順次導入している田園都市線6ドア置換車両にフリースペースを設置、さらに平成28年度以降導入した新造車両については、全車両フリースペースを設置しております。フリースペース設置車両の当該エリアには周囲からも容易に認識できるように表示をしております。今後、導入予定である新造車両においても全車両フリースペースを設置する予定でございます。その他、新造車両導入時や大規模車両更新工事実施時にも全車両へのフリースペース設置を検討しております。

ベビーカー利用のお客さまや一般のお客さま相互が安心して鉄道をご利用いただけるよう、駅貼りポスター等を活用して案内してまいります。

⑦案内表示

視覚障害者が単独で切符の購入ができるための券売機、路線図及び音響音声・点字等の設備のある案内表示板の設置と、視覚障害者が安全に移動できるよう、ニーズに応じた分かりやすい音声案内の整備。

聴覚障害者向けの視覚的に情報を伝えることができる電光掲示板について、改札などホーム以外の場所への設置の推進及び表示内容の充実。

車内行先・次停車案内板など、車内における情報提供の充実・導入。

⑧人員対応

高齢者、障害者等が利用しやすいよう、ラッシュ時における改札・精算窓口及びホームへの駅職員の増員や、エレベーター等利用時の駅職員による配慮のほか、利用者へ声かけなどの心のバリアフリーの啓発。

⑦券売機は、テンキーおよび音声案内により、視覚障がい者が単独で切符を購入およびチャージが可能な構造・機能を装備しております。また、路線図に代わるものとして、あいうえお順の点字運賃表を全ての改札口に設置しております。県内31駅中の点字付き案内板については、構内案内板を25駅(うち音声付22駅)、トイレ案内板を28駅(うち音声付25駅)に設置しており、引き続き構内案内板ならびに音声案内装置の整備を進めていく予定としております。(トイレ無し3駅)

音響案内装置については11駅に設置済みではありますが、こちらも順次設置を進めていく予定としております。

電光掲示板については、神奈川県内全ての駅の改札口およびホーム上に設置し、列車案内や運行支障時の案内をしております。また、こどもの国線を除く神奈川県内の駅の改札口付近に液晶ディスプレイを設置しており、お知らせのほか、運行支障時の案内をおこなっています。なお、東横線菊名駅、田園都市線中央林間駅では、液晶ディスプレイを増設し利便性およびサービス向上を図っております。

車内の案内表示器は、新造車両導入に合わせてドア上部に液晶ディスプレイによる車内案内表示器を設置し、一部車両にはLED式の車内表示器による情報提供を行っております。今後も新造車両への更新及び改造工事を進め拡充していく計画でございます。

⑧高齢のお客さまやお身体の不自由なお客さまに安心してご利用いただけるよう、「サービス介助士」の資格取得を推進すると共に定期的なサポート教育を実施し接客サービス向上など、ソフト面の取り組みを積極的に勧めております。特に介助やお手伝いが必要と思われるお客さまには駅係員から積極的に声かけし、安全に安心してご利用いただけるよう配慮しております。また、改良工事期間中は、必要により工事箇所付近に誘導員を配置する事でお客さまへの注意喚起ならびに事故の未然防止に努めております。

Ⅲ その他

番号	要望事項	要望内容	回答
(1)	自転車等駐車場用地の提供等放置自転車対策の推進	<p>自転車等駐車場の設置については、用地の確保を含め各自治体において鋭意努力していますが、駅周辺において新たな用地を確保することは困難な状況にあり、適地がなく苦慮している状態となっております。</p> <p>については、自転車等の利用者の大部分が東急線を利用する通勤・通学者であること、また、自転車等駐車場の設置に対する鉄道事業者の協力義務を規定した「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(自転車法)」や、平成30年6月に閣議決定された自転車活用推進法に基づく「自転車活用計画」の趣旨にのっとり、鉄道利用者の利便性向上と駅周辺の良好な環境づくりのため、自転車等駐車場用地の提供及び用地確保、施設の設置や維持への助成、自転車等駐車場の自己経営等、地方公共団体と鉄道事業者の連携強化による地域のニーズに応じた駐輪場の整備や放置自転車対策の推進について、積極的に取り組まれるよう要望いたします。</p> <p>特に、溝の口駅、中央林間駅、宮崎台駅、宮前平駅については、優先的に取り組まれるよう要望いたします。</p> <p>また、現在、自治体あてに有償で貸し付けている用地の借地料軽減についても検討されるよう要望いたします。</p> <p>なお、平成18年6月から改正道路交通法が施行され、自治体としても自動二輪車(排気量50ccを超えるもの。ただし、側車付きは除く。)の駐車対策を早急に進める必要があるため、自転車や原動機付自転車と同様に、自動二輪車の駐車場の設置につきましても、特段のご協力、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>当社では、協議会への参加やキャンペーン活動、掲示物による啓発活動、有料自転車駐輪場の設置、高架下等の一部を自転車駐車場用地として自治体に使用していただく等の協力を行っております。</p> <p>2018年3月には宮前平駅駐輪場を新規に開業いたしました。また、溝の口駅～高津駅間の高架下についても自転車駐輪場の増設を検討しております。</p> <p>今後も自転車等の駐車対策については、引き続き取り組むとともに、自治体および道路管理者と連携して取り組んでまいります。</p>